

別 添 資 料 目 次

[平成21年度当初予算案 主要事業]

大項目	中項目	番号	事業名	備考	主要事業番号	頁
1 子育て・子育て	(2) 社会全体で子育てを支援します		地域福祉・子育て支援交付金	新	1	29
			安心こども基金事業	新	2	30
	(4) 母子の命と健康を守り、支えます		産婦人科一次救急医療ネットワーク整備事業	新	3	31
			母子医療体制整備促進事業	新	4	32
			未受診や飛込みによる出産対策等事業	新	5	33
			妊婦健康診査支援基金事業	新	6	34
2 医療と健康	(1) 救急医療体制の充実に努めます		救急勤務医手当導入促進事業	新	7	35
			地域医療確保修学資金等貸与事業	新	8	36
	(3) 府の広域性・専門性を一層発揮して、健康危機管理や疾病対策に取り組めます。		新型インフルエンザ対策事業	一部新	9	37
3 自立を求める人、 介護を要する人への支援	(1) 地域福祉に関する取り組みを支援します		福祉・介護人材確保緊急支援事業	新	10	38
	(2) 障がい者の自立・就労を支援します		障がい者就労支援施策の再構築	新	11	40
			発達障がい者支援事業	一部新	12	42
			障がい者自立支援対策臨時特例基金事業	一部新	13	44
	(23) 障がい者歯科診療体制確保事業			新	14	46
(7) DV被害者への支援を推進します		女性相談センター体制強化費	新	15	47	
5 保健医療福祉基盤の整備	(3) 将来にわたる安全で安定した給水体制と生活衛生施設の整備を推進します		水道整備基本構想改定検討事業	新	16	48
	(4) その他		福祉医療費助成制度		17	49

担当課 健康福祉総務課 企画グループ
 担当者 中村、西村
 内線 2416
 直通 06-6944-6687

《新規》

予算額 20億7,300万円

地域福祉・子育て支援交付金

地域の実情を最もよく把握している市町村自らが、企画立案し、住民ニーズに沿ったサービスが提供できるよう、地域福祉と子育て支援の分野を対象とした「地域福祉・子育て支援交付金」を新たに創設する。

【対象事業】

- 市町村が策定する「地域福祉計画」又は「次世代育成支援行動計画」に掲げる目標達成に資する地域福祉推進事業や子育て支援推進事業
 ただし、国や府の補助対象事業、新たなサービス拡充を伴わない既存の市町村単独事業などの除外事業を設定

【交付市町村】

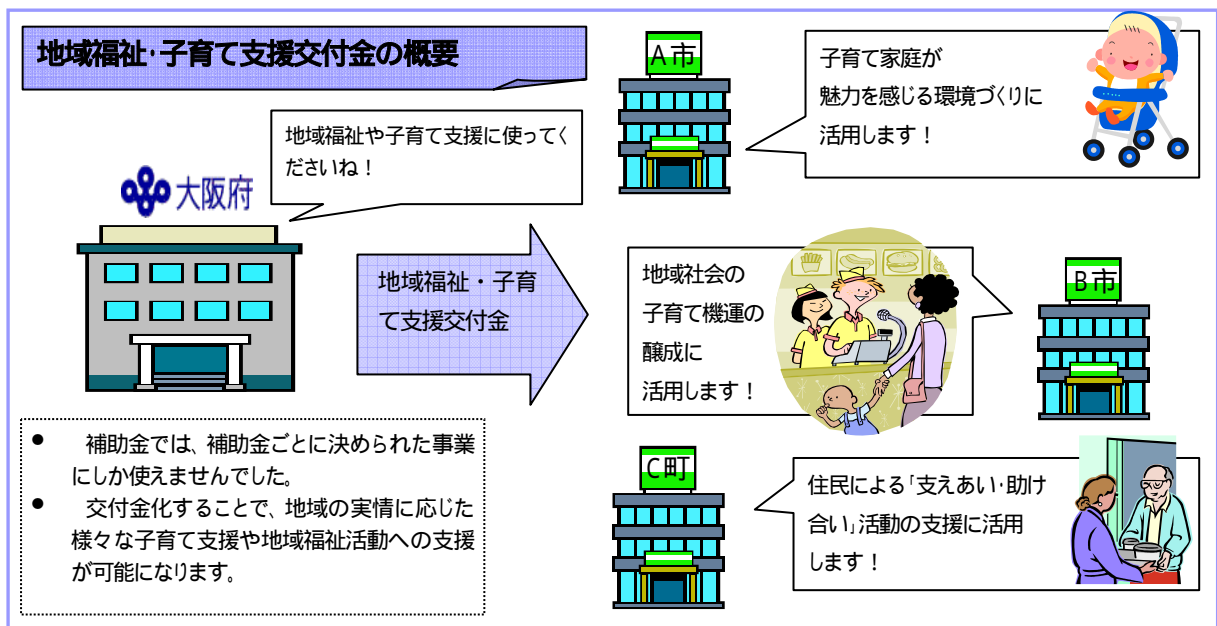
- 政令市・中核市を除く市町村

【府の役割】

- 府域全体の状況や課題の把握 ・ 課題を踏まえた施策例、先進事例などの情報提供
- 市町村の施策立案機能の支援 ・ 事業実施状況や取組効果の公表 など

地域福祉分野(担当): 健康福祉部地域福祉推進室地域福祉課計画振興グループ(内線 2492)

子育て支援分野(担当): 健康福祉部児童家庭室子育て支援課子育て推進グループ(内線 6984)



担当課	児童家庭室 子育て支援課 子育て推進グループ		
担当者	足立・鈴木・溝田		
内線	4261	直通	6944-6984

《新規》

予算額 合計 41 億 7,875 万 5 千円

子どもを安心して育てることができる体制を整備！
～ 安心こども基金事業～

《目的》

「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うため、「大阪府安心こども基金」を活用して市町村に対し助成します。

《事業概要》

20 年度国補正（1 千億円）により都道府県に交付される子育て支援対策臨時特例交付金を活用して、平成 20 年度に基金を造成し、22 年度まで下記事業を実施します。

(1) 保育所等整備事業（予算額 40 億 6,713 万 9 千円）

保育所等緊急整備事業

保育所（公立を除く）及び子育て支援のための拠点施設の施設整備費を補助。また、賃貸物件による保育所本園・分園の設置を促進するため、賃借料、改修費等を補助。（公立保育所除く）

放課後児童クラブ設置促進事業

小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を活用して、放課後児童クラブを実施するために必要な建物改修、倉庫設置のための経費を補助。

認定こども園整備等事業

認定こども園の施設整備費及び事業費を補助。（学校法人及び社会福祉法人等が対象）

(2) 家庭的保育改修等事業（予算額 559 万円）

家庭的保育事業の実施場所に係る改修費及び家庭的保育者の研修を実施するための経費を補助。

(3) 保育の質の向上のための研修事業等（予算額 1 億 602 万 6 千円）

保育の質の向上のため、保育所の保育士（現在、保育所等に勤務していない保育士を含む。）等を対象に実施する研修費用及びアクションプログラム実践のための事業費を補助。

担 当：医療対策課 救急・災害医療グループ
担当者：川平・上田・河本
内 線：4531・2533
直 通：6944-9045

(予算額) 8,064万7千円

産婦人科一次救急医療ネットワーク整備事業 新規 ～機能分担を確立し、持続可能な周産期緊急医療体制を確保～

1 目 的 「かかりつけ医のいない未受診妊産婦」等産婦人科の救急搬送に的確に対応する体制を整備する。

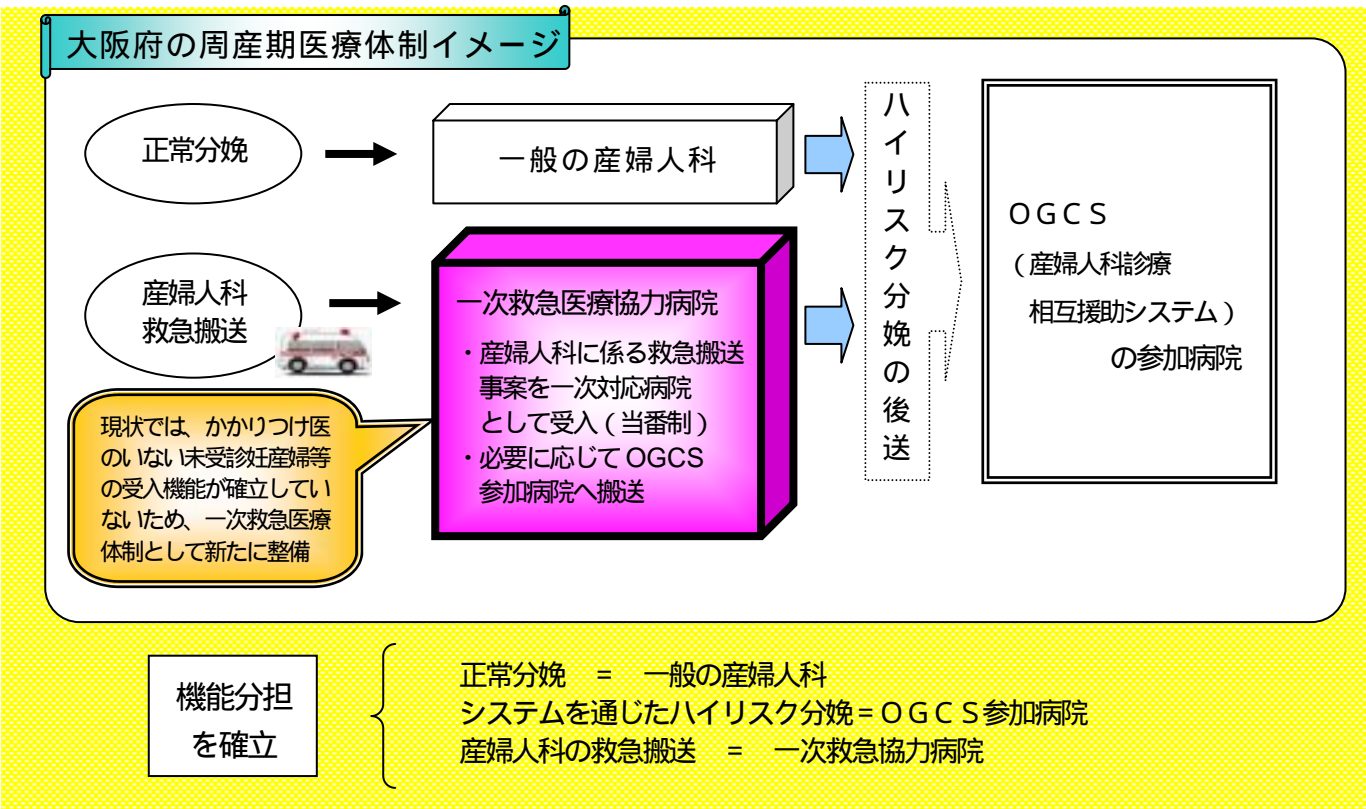
2 事業概要

大阪府医師会に委託し、休日・夜間等において産婦人科の救急患者を必ず受け入れる体制を整備する。

大阪府内を3つの地域に分け、当番制により協力病院を確保する。

当番病院は、産婦人科の救急搬送の一次対応を行い、ハイリスク分娩の対応など必要に応じて、OGCS（産婦人科診療相互援助システム）参加病院への後送を行う。

21年度は、体制整備に向けた検討会を開催し、受け入れルール等の策定を行い、7月より体制を確保する。



担 当 保健医療室健康づくり課
母子グループ
担当者 松原、田中
内 線 2 5 9 1
直 通 0 6 - 6 9 4 4 - 6 6 9 8

(予算額) 2億7,097万円

《新規》

母子医療体制整備促進事業

《背景・目的》

産科医・分娩施設の減少に鑑み、妊娠・出産等における安全・安心の確保を図るため、医師の不足等に対応するための医療資源の集約化・重点化等、大阪府における母子医療の体制整備を促進する。

《事業概要》

産科医分娩手当導入促進事業

(予算額) 265,970千円

(内 容) 医師の処遇改善を図るため、分娩手当を支給する医療機関に対し補助する。

(対象機関) 分娩を取り扱う病院、診療所(国において要件等を検討中)

(補助基準額) 10,000円/件(補助率1/3)

母子医療体制整備促進事業

(予算額) 5,000千円

(内 容) 産科の重点化・集約化の実態調査等を実施。

《参考(産科の医療資源、医師数の状況)》

産科・産婦人科を標榜している医療機関数

	H11年度	H18年度
病院	110	91
診療所	318	246
合計	428	337

(医療施設調査)

うち分娩を取扱う医療機関

	H18年度	H20年度
病院	79	74
診療所	95	86
合計	174	160

(府調査)

医師数について(産科・産婦人科)

	H8年度	H14年度	H18年度
医師数	870	846	743
うち病院勤務医師数	517	506	411

(医師・歯科医師・薬剤師調査)

担 当 保健医療室健康づくり課
母子グループ
担当者 松原、田中
内 線 2 5 9 1
直 通 0 6 - 6 9 4 4 - 6 6 9 8

《新規》

(予算額) 4 0 0 万円

未受診や飛込みによる出産対策等事業

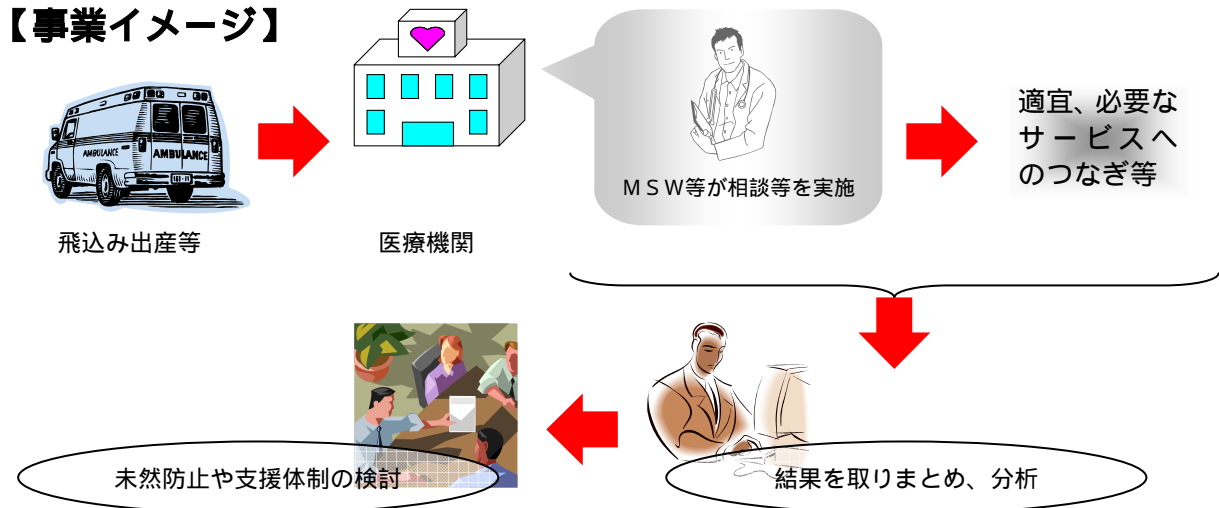
《背景・目的》

未受診や飛込みによる出産等をするいわゆるハイリスク妊婦について、その未然防止や出産前後の支援体制等の構築を行う。

《事業概要》

未受診や飛込み出産をした者に対して病院等のMSW等が相談支援を実施。その際の聞き取りや対応等の結果をデータとして取りまとめ。取りまとめ結果をもとに、未受診や飛込み出産等ハイリスク妊婦の未然防止や支援体制の構築などの対策を講じる。

【事業イメージ】



《参考（大阪府内の妊娠28週を超える妊娠届状況（平成19年度））》

	大阪府	全国
妊娠届出数	82,953 件	1,129,730 件
うち28週超	638 件 (0.76%)	9,717 件
(妊娠届が遅れた理由)		
望まない妊娠	67 件 (10.5%)	882 件 (9.1%)
経済的理由	77 件 (12.1%)	1,013 (10.4%)
外国人	35 件 (5.4%)	1,056 (10.9%)
母子家庭	55 件 (8.6%)	1,278 (13.2%)
虐待(初外)傾向	28 件 (4.4%)	352 (3.6%)
その他	376 件 (58.9%)	5,963 (61.4%)

担 当	保健医療室健康づくり課 母子グループ
担当者	松原、田中
内 線	2 5 9 1
直 通	0 6 - 6 9 4 4 - 6 6 9 8

(予算額) 26億4,192万5千円

《新規》

妊婦健康診査支援基金事業

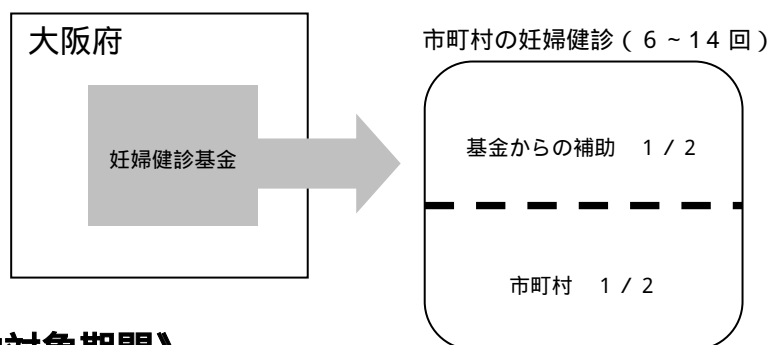
《背景・目的》

母子保健法に基づく妊婦健康診査について、妊婦の確実な受診を促進するとともに健やかな出産を迎えることのできる体制整備を行うため、大阪府妊婦健康診査支援基金を設置し、健康診査の実施主体である市町村の取り組みを促進する。

《事業内容》

市町村の実施する妊婦健康診査公費負担の6回から14回までの1/2を補助

【事業イメージ】



《補助対象期間》

平成22年度末まで

《基金積立額》

57億2,306万9千円

(平成20年度2月補正予算において基金造成)

《基金の設置主体》

大阪府

《事業の実施主体》

市町村

担 当：医療対策課 地域医療推進グループ
 担当者：宮口、平井、峯^{みね}
 内 線：2539
 直 通：6944 - 6692

(予算額) 7億6,815万2千円

救急勤務医手当導入促進事業《新規》

目 的

救命救急センター及び二次救急医療機関等における医師の確保が非常に困難な状況である。

このため、休日・夜間における救急勤務医手当を創設する医療機関に対して助成をすることで、救急医療に携わる医師の処遇改善を促し、医師の確保を支援する。

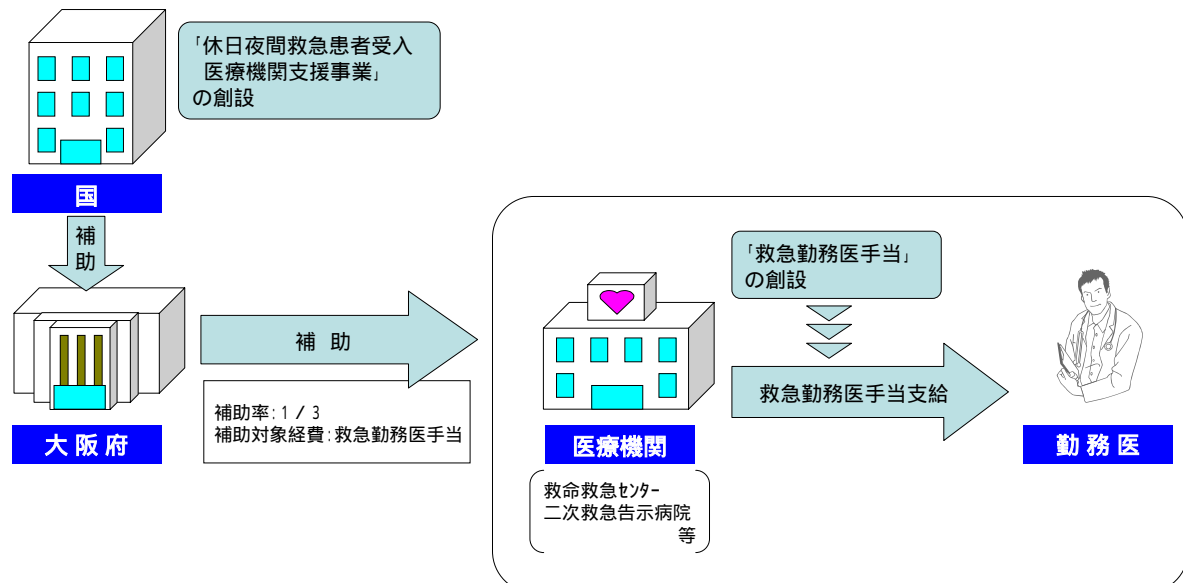
事業内容

医療機関が救急医療に携わる医師に支払う「救急勤務医手当」に対し補助する。

府補助制度(案)の概要

- (1) 補助先：府内の救命救急センター・二次救急告示医療機関等のうち、新たに「救急勤務医手当」を創設する医療機関
- (2) 対象経費：勤務医に対する「救急勤務医手当」
(宿日直手当や超過勤務手当とは別)
- (3) 補助額：対象経費の1/3
(補助基準額 土日祝日の昼間：13,570円/回、夜間：18,659円/回)
- (4) 備 考：国庫補助事業の「休日夜間救急患者受入医療機関支援事業」(平成21年度新規事業)を活用し、府への国庫補助額の範囲内で各医療機関へ補助

【救急勤務医手当導入促進事業のイメージ図】



担当：医療対策課 地域医療推進グループ
 担当者：宮口、平井、八塚やつが
 内線：2539
 直通：6944-6692

(予算額) 6,365万8千円

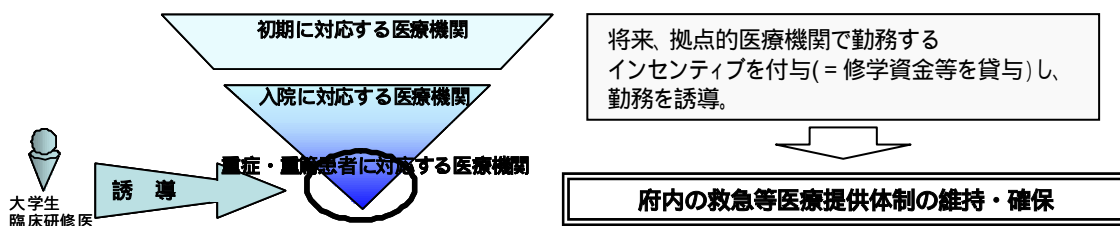
地域医療確保修学資金等貸与事業 新規
 ~奨学金制度の創設により、拠点的医療機関の医師確保を支援~

目的

救命救急センターや総合周産期母子医療センターなど、救急・周産期・小児救急の分野で重症・重篤患者を受け入れる医療機関(拠点的医療機関)の医師確保を支援し、府内の救急等医療提供体制の維持・確保を図る。

事業内容

医学部に在籍する大学生や臨床研修医に対して、貸与終了後一定期間、知事の指定する拠点的医療機関で勤務することを返還免除要件とする修学資金等貸与事業を実施する。



貸与制度の概要

- (1)対象者：医学部に在籍する大学5回生、臨床研修1年目の医師
- (2)貸与期間：大学5回生から臨床研修修了までの4年間
臨床研修1年目から臨床研修修了までの2年間
- (3)貸与金額：大学に在籍する期間 年額2,400千円
臨床研修を受ける期間 年額1,800千円
- (4)返還免除要件
 - 勤務期間 貸与期間の1.5倍の期間(最低3年間)
 - 勤務先 重症・重篤患者を受け入れる医療機関
 - 救命救急センター
 - 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター
 - 小児科を協力科とする二次救急告示病院 など知事の指定する医療機関

平成21年度募集人数

30名(大学5回生15名、臨床研修1年目の医師15名)

<参考> 大学5回生から貸与を受けた場合の流れ(イメージ)



《一部新規》

保健医療室 地域保健感染症課
 感染症グループ
 担当：河井・高見
 内線：2593 直通：6944-9157

予算額 9 億 1,328 万 2 千円

新型インフルエンザ対策事業

～ 3 カ年でタミフル・リレンザを備蓄～

《目 的》

新型インフルエンザの発生に備え、大阪府新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、発熱外来等で使用する个人防护服の備蓄、患者入院医療機関における医療資材の整備助成など、新型インフルエンザ対策を推進する。

《事業概要》

1) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

(8 億 1,902 万 3 千円)

国は「日本人口の 45%の備蓄」を目標に、抗インフルエンザウイルス薬の追加備蓄を段階的に講じるよう都道府県に要請している（都道府県全体で、タミフル 2,380 万人分、リレンザ 133 万人分、計 2,513 万人分）。これを踏まえ、平成 21 年～23 年度の 3 カ年で、大阪府は下表の追加備蓄を行うこととし、平成 21 年度には、タミフル 30.5 万人分、リレンザ 3.05 万人分の備蓄を行う。

なお、都道府県における追加備蓄に係る費用は、地方財政措置される。

国の計画による大阪府の備蓄目標量

(単位：万人分)

区 分	総備蓄目標量 (A)	既備蓄量 (B)	追加備蓄量 (A) - (B)	平成 21 年度備蓄量
タミフル	163.49	72.00	91.49	30.50
リレンザ	9.14	-	9.14	3.05
合 計	172.63	72.00	100.63	33.55

「タミフル」「リレンザ」とは、新型インフルエンザの治療に有効とされる抗インフルエンザウイルス薬。

2) 个人防护服 (PPE) の備蓄

(4,044 万 3 千円)

発熱外来等において医療従事者を感染から守るため、个人防护服（ガウン、N95 マスク、フェイスシールド、メディカルキャップ、ゴム手袋のセット）を、既備蓄分 5,000 人分に加え、1 万人分の備蓄を積み増す。

「発熱外来」とは、感染拡大防止のため、新型インフルエンザの患者とそれ以外の患者をトリアージするために設置される外来のこと。

3) 入院患者受入医療機関への支援

(4,997 万 3 千円)

新型インフルエンザ患者の入院受け入れ医療機関（8 医療圏で 15 箇所）に対し、人工呼吸器、个人防护服の購入に要する経費を助成する（国庫：1/2）。

4) 新型インフルエンザ対策協議会等

(384 万 3 千円)

医療体制整備等の事前準備を進めるため、「新型インフルエンザ対策協議会」を設置・運営するほか、医療従事者への研修や発生時を想定した訓練等を実施する（国庫：1/2）。

担当 地域福祉課事業者育成グループ
 担当者 浮舟、大道
 内線 4506 直通 6910-7088

福祉・介護人材確保対策について（新規）

1 福祉・介護人材確保緊急支援事業（平成 21 年度当初予算）

《目的》

少子高齢化の進行等に伴い、福祉・介護のニーズは増大・多様化する一方で、現場で働く人材の確保は大変困難な状況です。このため、国の「障害者自立支援対策臨時特例交付金」を活用して、潜在的有資格者等への研修や職場体験の機会提供等により、安定した福祉・介護人材の確保を図ります。
 （総事業費 3億4,819万7千円）

《事業内容》・・・【詳細別紙】

- (1) 進路選択学生等支援事業 (1億4,262万3千円)
- (2) 潜在的有資格者等養成支援事業 (2,422万4千円)
- (3) 複数事業所連携事業 (9,185万1千円)
- (4) 職場体験事業 (8,949万9千円)

2 介護福祉士等修学資金貸付事業（平成 20 年度補正予算）

《目的》

国の平成 20 年度第 2 次補正予算により創設される間接補助事業の枠組みを利用して、介護福祉士等修学資金貸付事業を創設し、若い人材の福祉・介護分野への参入を促進します。
 （総事業費 23億7,423万5千円）

《事業内容》

実施主体	大阪府社会福祉協議会
貸付対象	介護福祉士及び社会福祉士養成施設入学者
貸付限度額	月額5万円 入学準備金20万円 就職準備金20万円
返還免除	養成施設等の卒業の日から1年（国家試験に不合格となった場合等には3年）以内に貸付けを受けた都道府県内で5年以上介護または相談業務に従事した場合

福祉・介護人材確保対策について

国・平成20年度2次補正

障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金の延長・拡充及び対象事業(人材確保対策)の追加

【国】 福祉・介護人材確保緊急支援事業 (うち205億円) 障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金

855億円(3ヵ年)

【府・H21~H23 1,008,539千円(3ヵ年)】

(活用)

福祉・介護人材確保緊急支援事業(新規) H21 348,197千円

貸付原資の補助等による貸付事業の創設

【国】 介護福祉士等修学資金 320億円(3年相当原資)

【府・H21~H23 2,374,235千円(3年相当原資)】

介護福祉士等修学資金貸付事業(新規)

介護福祉士・社会福祉士等養成施設等

1. 進路選択学生等支援事業

【事業費142,623千円】

福祉・介護の仕事の選択を促すために、介護福祉士等養成施設に専門員を配置し、中高生・教員等に対し仕事の魅力を伝えるとともに、相談・助言等を行う取組みに対し助成します。

2. 潜在的有資格者等養成支援事業 【事業費24,224千円】

介護福祉士等の潜在的有資格者や高齢者等に対し、福祉・介護従業者として再就業や新たな参入を促進するための実践的な研修の実施に対し助成します。

潜在的有資格者再就業支援研修 高齢者等参画支援研修
福祉・介護サービスチャレンジ教室 障がい者就労支援研修
キャリアアップ支援研修

連携

府社会福祉協議会

府から府社会福祉協議会への3年相当原資の一括補助による貸付事業の実施

【貸付内容】

月額5万円
入学準備金(20万円)
就職準備金(20万円) 等

連携

社会福祉施設

3. 複数事業所連携事業【事業費91,851千円】

単独では人材の確保・定着に取り組むことが困難な複数の事業所等がネットワークを形成し、共同で実施する求人活動や職員研修等を支援します。

4. 職場体験事業【事業費89,499千円】

福祉・介護の仕事に関心を有する方に対し、職場を体験する機会を提供することにより、新たな人材の参入を促進します。

連携

府福祉人材センター

・社会福祉事業従事者の確保を促進するため、各都道府県に設置。

【事業内容】

無料職業紹介
就職相談
就職フェア 等

担当：自立支援課 就労支援グループ
 担当：尾崎、谷口
 内線 4 1 6 1
 直通 0 6 - 6 9 4 4 - 9 1 7 7

《新規》

障がい者就労支援施策の再構築

障がい者の就労をより一層進めるため、商工労働部、教育委員会などと連携しながら障がい者の就労支援施策を再構築しましたが、平成 2 1 年度当初予算において、健康福祉部として計上するものは下記のとおりです。

【主な取組み】

1 個々の障がい者への支援

大阪府障がい者就労サポート事業 (予算額 7,681 万 6 千円)
 福祉施設等の障がい者に対する職場実習・雇用先の確保から、就職、職場定着に至る一貫した就労支援を実施します。

2 障がい種別に対応した支援

精神障がい者就労促進プログラム事業 (予算額 248 万 7 千円)
 就労支援機関と医療機関が連携し、デイケア利用者の就労支援を促進します。
 大阪障がい者アグリ雇用推進事業 (予算額 150 万 8 千円)
 知的障がい者や精神障がい者に適した職域である農業による就労を促進します。

3 地域・民間と連携した取組み

障がい者就労サポートカンパニー事業(既存経費活用)
 障がい者就労を応援する企業を募集し、職場実習機会の提供など、公民協働による取り組みを進めます。

平成21年度障がい者就労支援施策(再構築後の主な事業)

基本的な考え方

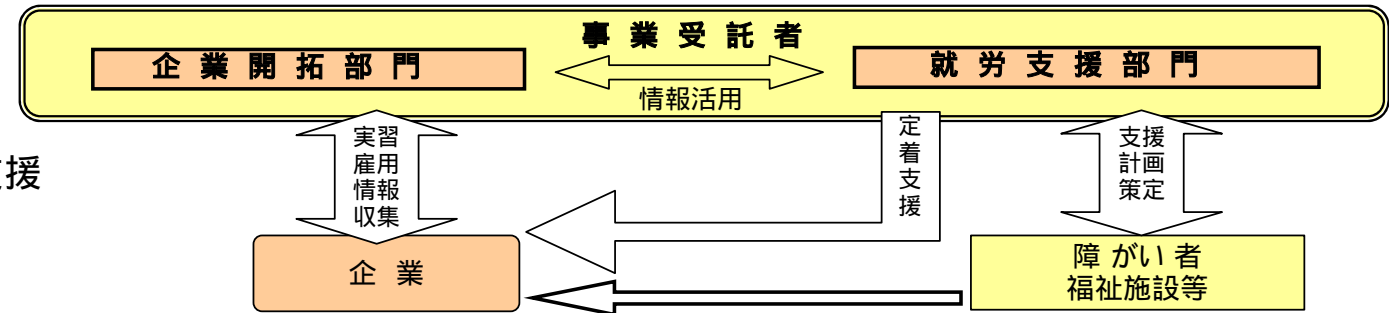
関係部局が連携し、より効果のある障がい者就労支援施策へ再構築(障がい者に対するきめ細やかな支援を実施)

1 個々の障がい者への支援

【障がい者就労サポート事業】(新規)76,816千円

職場実習・雇用先の開拓から就職、職場定着に至る一貫した就労支援

公募による事業受託者の選定



2 障がい種別に対応した支援

知的・精神障がい者

【障がい者アグリ雇用推進事業】(新規)1,508千円

障がい特性に適した農業による就労を促進

【府有施設を活用した障がい者就労支援事業】(新規・既存経費活用)

庁舎を活用した実習・雇用機会の創出の検討

精神障がい者

【精神障がい者就労促進プログラム事業】(新規)2,487千円

支援機関と医療機関が連携し、ケア利用者の就労支援を促進

【社会生活適応訓練事業】12,971千円

職場実習を通じ社会生活の適応を訓練し就労意欲を喚起

発達障がい者

【成人期発達障がい者支援体制検討会議】(既存事業活用)

就労のあり方を検討し、方向性を出す

知的障がい者

【知的障がい者ホームヘルパー養成事業】2,487千円

ホームヘルパー(2級)を養成し、就労につなげる

身体(在宅)障がい者

【障がい者テレワーク推進事業】40,559千円

【障がい者IT就労支援推進事業】15,000千円

IT就労訓練、業務受注、技術支援を通じた在宅就労支援

3 地域・民間と連携した取組み

地域における就労支援を促進

【障害者就業・生活支援センター事業】95,220千円

身近な地域における就業面・生活面の一体的支援

(府内18か所の障がい福祉圏域に設置)

【障がい者地域就労支援ネットワーク構築事業】18,000千円

障害者就業・生活支援センターを核とした関係機関のネットワークの充実・強化

民間との協働、実習・雇用理解促進

【障がい者就労サポートカンパニー制度】(新規・既存経費を活用)

障がい者就労を応援する企業を募集し、公民協働による取組み

を促進

担 当 地域生活支援課 地域サービス支援グループ
 担当者 小森、野村、酒井
 内 線 2 4 5 2
 直 通 6 9 4 4 - 2 3 6 7

予算額 1 億 2 , 4 5 1 万円

子どもの心の診療拠点病院機構推進事業 2,128 万円含む

【一部新】

～早期発見・早期支援が大切～

発達障がい地域支援体制の充実!!

【目 的】

発達障害者支援法に基づき、発達障がいの早期発見・早期支援をしていくため、発達障がいの診断を行う医療機関の確保や、療育を実施する拠点施設の機能強化とともに、相談・診断・療育のためのシステム構築を行い、発達障がい児（者）とその家族を支援します。

【事業内容】

《早期発見》

医師・施設関係者等養成研修事業 (予算額 4 3 0 万円)

乳幼児健診等に従事する医師や保健師、心理士等養成研修を行い、発達障がいの発見・気付きの機会を増やしていきます。

発達障がい支援マニュアルの作成等^{新規} (予算額 1 6 2 万円)

保育所や幼稚園等で早期に気付き、適切な対応ができるよう支援マニュアルを作成するとともに、保育所や幼稚園の職員に対する研修や技術支援を実施します。

《診 断》

松心園の外来機能の強化等 (子どもの心の診療拠点病院機構推進事業 予算額 2 , 1 2 8 万円)

初診(確定診断)待機者を解消するため、引き続き診療体制の充実に努めます。

また、身近な地域で発達障がいを診断できる医療機関の確保に努めます。

《発達支援》

療育等支援事業^{拡充} (予算額 7 , 4 3 8 万 2 千円)

府内 6 ヶ所(医療圏域毎)の療育拠点施設において発達障がい児の療育事業を実施します。また、新たに療育拠点施設が地域の児童デイサービス事業所に対して療育技法の研修を行うことで、より身近な地域における療育体制の拡充を図っていきます。

このほか、発達障がいに関する専門相談窓口として、発達障がい者支援センター「アクトおおさか」を運営し、発達障がい児（者）とその家族を支援していきます(予算別掲)。

《成人期対応》

成人期日中活動・就労準備性支援事業 (予算額 2 , 2 5 6 万 5 千円)

未診断で特別な支援を受けてこなかった成人期の発達障がい者に対し、障がい特性に応じた就労準備性を高めるための支援や自立生活のための日中活動支援をモデル的に実施し、有効な支援プログラムの開発を目指します。

《推進体制》

(予算額 3 6 万 3 千円)

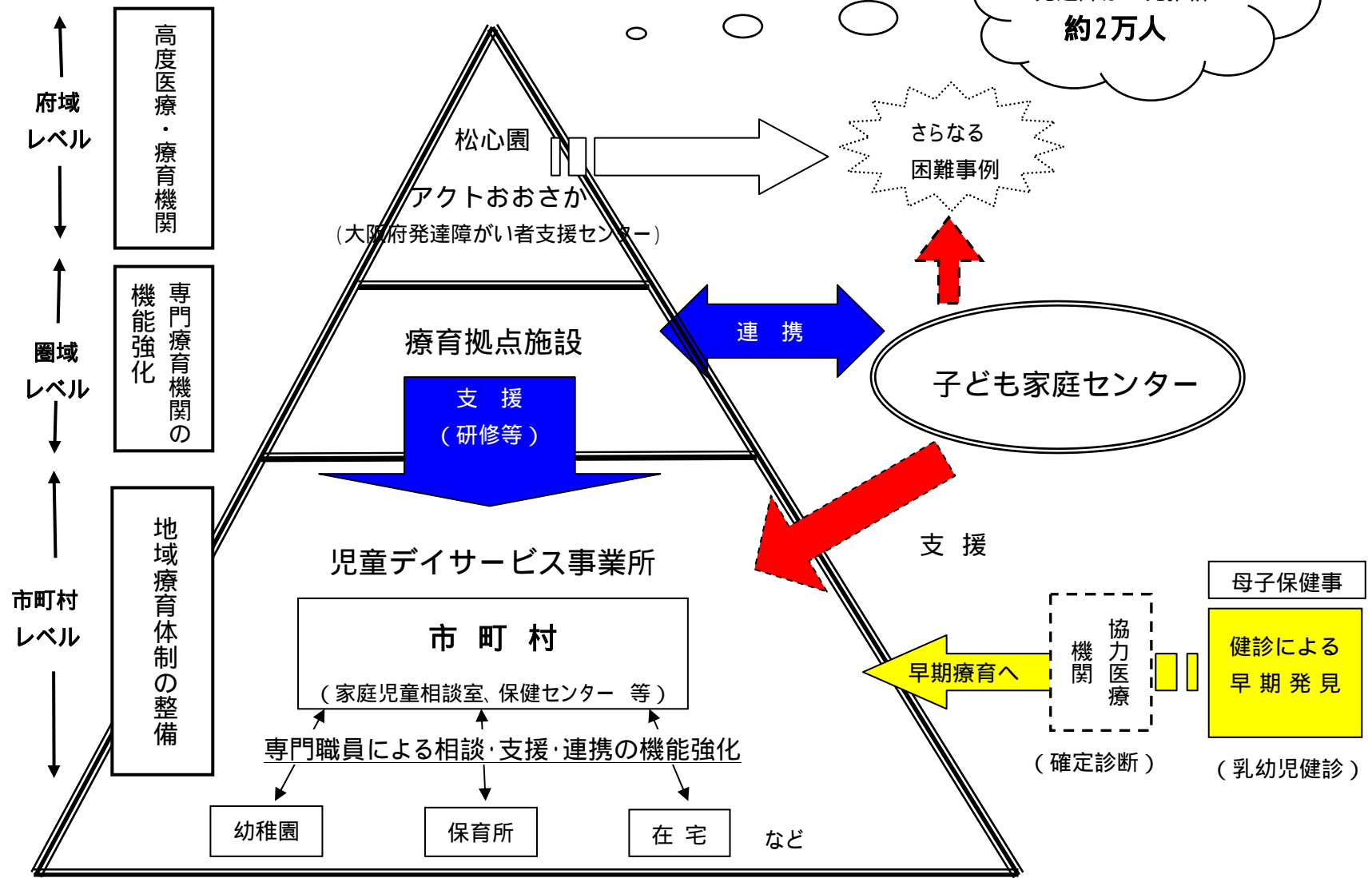
ライフステージに応じた支援体制の整備方策や関係機関との連携方策などの検討を行なうため、支援体制整備検討委員会を設置・運営します。

【大阪府の療育体制】(案)

発達障がい¹の早期発見・早期支援について、

相談・診断・療育のためのシステム構築を行い、発達障がい児(者)とその家族を支援

府内(政令市除く)就学前
発達障がい児推計
約2万人



担 当 健康福祉部 障がい保健福祉室
 計画推進課 制度推進グループ
 担当者 西野 西原
 内 線 4145 (直通)6944-2362

〈一部新規〉

障がい者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業(基金事業)

1. 目 的 障害者自立支援法の円滑な実施を図るため、法施行に伴う事業者に対する運営の安定化等や新法への移行等のための円滑な実施を図る措置について、基金を活用して事業を行い、障がい者及び障がい児の自立した日常生活又は社会生活を支援する。
2. 事業主体 都道府県又は市町村
3. 実施期間 23 年度末まで延長。また、2 月補正予算にて基金の積み増しを計上。
4. 予 算 額 21 年度当初予算 27 億 684 万 8 千円
 (福祉・介護人材確保緊急支援事業 3 億 4,819 万 7 千円を含む)
5. 対象事業

区 分	事 業 名	アンダーラインは 21 年度から拡充した事業
1. 事業者に対する運営の安定化等を図る措置	<p>事業運営安定化事業 旧体系施設及び障がい児施設における事業運営の安定化を図るため、従前の月払いによる報酬額の 90% を下回る場合に、その差額に対して助成する。(新体系に移行した場合にも助成あり。)</p> <p>通所サービス等利用促進事業 通所サービス及び短期入所における送迎サービスに対して助成する。</p> <p><u>新事業移行促進事業(新規)</u> 新体系移行に伴うコストの増加等に対応できるよう、新体系事業所等へ移行した月の利用者数に応じて助成する。</p> <p><u>事務処理安定化支援事業(新規)</u> 法施行に伴う事務処理の定着を図るため事務職員を配置する場合に助成する。</p> <p><u>就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業(新規)</u> 就労移行支援事業所等が特別支援学校在学中の障がい者に対し、円滑にアセスメントを実施するための体制整備に対して助成する。</p> <p><u>地域移行支度経費支援事業(新規)</u> 施設入所又は精神科病院に入院する障がい者の地域生活への移行を促進するために、地域での生活に必要な物品購入に対して助成する。</p>	
2. 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置	<p>小規模作業所緊急支援事業 直ちに移行することが困難な小規模作業所に対して助成する。</p> <p>障がい者自立支援基盤整備事業 既存施設が新体系サービスに移行する場合等に必要となる施設の改修等に対して助成する。</p> <p>移行等支援事業 旧体系から新体系サービスへ移行予定の小規模作業所やデイサービス等を支援するためのコンサルタント等の派遣、その他移行のための支援等を行う。</p>	

(2 .新法への
移行等のた
めの円滑な
実施を図る
措置)

障がい者地域移行体制強化事業（新規含む）

地域移行のための関係機関のネットワーク強化、グループホーム等への移行のための支援、施設職員による包括的な地域移行支援への助成、地域生活支援の拠点化に関するモデル事業等を行う。

一般就労移行等促進事業（新規含む）

障がい者の職場実習・職場見学の促進、就労支援ネットワークの強化・充実、一般就労への移行に有効な施設外就労等の促進、移行後の職場定着支援、離職の危機や離職した者への再チャレンジ支援、目標工賃達成に対する助成及び就労継続支援B型から就労継続支援A型への移行についての支援を行う。

小規模作業所移行促進事業

利用者が少なく、人数要件に満たない複数の小規模作業所が統合するために必要となる経費に対して助成する。

制度改正に向けた相談支援体制整備特別支援事業（新規含む）

相談支援体制の構築及び充実強化を図るため、先進地からのアドバイザー派遣、ピアサポートの推進、居住サポート事業の立ち上げ支援、地域自立支援協議会の運営強化を行う。

障がい児を育てる地域の支援体制整備事業

障がい児の支援が円滑に行われるよう、障がい児を育てる親同士の交流の場等の整備、個別の支援計画や支援の情報を関係機関で共有するための制度構築を行う。

障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業

法の改正に伴い、市町村等が必要となる制度改正の広報等やシステム改修等の経費に対して助成する。

相談支援充実・強化事業

障がい者等に対して障がい福祉施策に関する情報をきめ細かく周知するため、説明会・相談会等一層の相談支援の充実・強化を図る事業に対して助成する。

地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業

施設が地域の拠点機能として、障がい者に対する地域住民の理解や支援力を高め、地域の受け入れ体制の整備を図る取組みに対して助成する。

重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業（新規）

重度障がい者の割合が高い市町村に対し、国庫負担基準額を超過する金額の範囲内で助成する。

精神障がい者生活訓練施設等移行促進事業（新規）

精神障がい者生活訓練施設等が新体系サービスへ移行するため、ノウハウを得るための視察等や移行準備を行うための職員の雇い上げ経費等に対して助成する。

その他法施行に伴い緊急に必要な事業（新規含む）

事業者の事務処理コストに対する助成、進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者の生活支援、オストメイト対応トイレの整備、視覚障がい者等のために自治体窓口等に設置する情報支援機器等の整備・購入、視覚障がい者移動支援事業従事者の資質向上、身体障がい者更生相談所等における補装具判定等の見識や資質向上、コミュニケーション支援事業の広域支援検討、障がい者スポーツの振興、障がい者スポーツが行えるよう体育館等バリアフリー整備等に対して助成する。

3 . 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置

「福祉・介護人材確保緊急支援事業」は別掲

担 当：保健医療室健康づくり課
生活習慣病・歯科・栄養グループ
担当者：大西（宏）、今西
内 線：2548
直 通：06-6944-6694

（予算額） 1,046万円

《新規》

障がい者歯科診療体制確保事業

《目的》

障がい者は、一人ひとり障がいの種別・程度、むし歯等の症状が異なるため、対応できる歯科医師（治療技術）、歯科診療施設（設備・器具）も一人ひとり異なる。

そのため、障がい者歯科診療経験豊富な歯科医師により、障がい者の状況に応じた適切な歯科診療所を紹介するとともに、障がい者歯科診療施設拡大に向けた人材養成・確保に努めることにより、障がい者の特性に応じた歯科治療の充実を目指す。

《事業概要》

- （１）実施主体 大阪府（社団法人大阪府歯科医師会に委託）
- （２）事業内容

障がい者や歯科診療施設からの電話相談に応じるため、障がい者歯科診療経験豊富な歯科医師を大阪府歯科医師会に配置し、その障がい特性に応じた歯科診療施設を紹介する。

- （３）事業効果

一人ひとり異なる障がい・むし歯等の症状のある障がい者に、その障がい特性に応じた「安心」「安全」「迅速」な障がい者歯科医療を提供することができる。地域の歯科診療所の歯科医師が障がい者歯科診療経験（症例）を重ねることにより、歯科医師の障がい者歯科診療に対する理解がさらに深まり、障がい者歯科治療技術も向上することから、「障がい者専門歯科診療施設」増設に向けた人材を確保することができる。

地域の歯科診療所で治療可能な障がい者を、地域の歯科診療所へ誘導することにより、「障がい者専門歯科診療施設」が本来の役割（地域の歯科診療所で治療不可能な障がい者の診療）を発揮できるようになるとともに、地域の歯科診療所とのネットワークが構築されることにより、障がい者歯科診療体制の充実が期待される。

担当課	児童家庭室 家庭支援課 家庭福祉グループ		
担当者	後藤・松嶋・下中		
内 線	2438	直 通	6944-3790

《新規》

予算額 2,748万9千円

女性相談センターの体制を強化します

《背景・目的》

大阪府女性相談センターは、昭和31年に施行された売春防止法第34条の規定に基づき設置された施設で、平成14年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の施行に伴い、「配偶者暴力相談支援センター」の機能も担っています。

今後、児童虐待との関連や家族問題など、益々、複雑化する女性の相談・保護・自立支援のために、女性相談センターの機能・役割を、より一層、充実させる必要があることから、大阪市内の利便性の高いドーンセンターに移転し、体制強化を図るものです。

《事業概要》

相談業務の強化

広報・啓発及び相談機能の強化

- ・女性相談センターをドーンセンターに移転し、利用者の利便性を高めるとともに、広報・啓発の強化を図ります。
- ・相談支援業務に専門職を配置し、利用者へのサービスのより一層の向上と充実を図ります。

企画調整機能の強化

- ・市町村において主体的にDV施策の取組みができるよう、ブロックごとに会議を開催し情報交換を行うなど、市町村との連携を強化し、市町村のDV施策への取組みを支援します。

自立支援の機能強化

相談から自立支援までのワンストップ化

- ・緊急一時保護などが必要な被害者の相談・保護・自立支援までの支援体制を強化し、被害者支援の迅速化に努めます。

一時保護の機能強化

一時保護所の安全性の強化

- ・セキュリティを高め、DV被害女性等の安全性の向上を図ります。

夜間業務の複数化

- ・夜間業務を複数の職員で対応することとし、入所者の処遇の向上を図ります。

環境衛生課水道・生活排水グループ
 担当者 河合・木村
 内 線 2 5 7 5
 直 通 0 6 - 6 9 4 4 - 9 1 8 1

水道整備基本構想改定検討事業 《新規》

府域水道が抱える様々な課題解決のため、府域の実情に応じた新たな広域化を推進する必要があります。このため、府域水道の望ましい姿について学識経験者等の意見・提言をいただくとともに、府市水道統合協議を踏まえつつ、市町村との協議・検討を進め、府域水道の一元化について早期の合意形成に努めます。

その上で、府域水道の新たな将来像を「大阪府水道整備基本構想」に位置付けるため、既存の構想の全面的な見直しを行います。

予算額 2 4 4 万 3 千円

目 的

府市水道統合協議を踏まえつつ、水道法第 5 条の 2 に基づく広域的水道整備計画の上位構想である「大阪府水道整備基本構想」の改定に向けて、学識経験者等による検討委員会から提言を得るとともに、市町村の合意形成を図る。

内 容

学識経験者等による検討委員会を設け、府域水道の一元化に向けた水道の将来像について提言を得る。

* 委員 6 名で 5 回程度開催（開催時期未定）

府域水道の将来像を位置付ける構想の改定に向け、市町村の合意形成を図るための協議の場として「水道事業広域化協議会(仮称)」を設置する。

* 府内 5 ブロックで各 2 回程度開催（開催時期未定）

担当：国民健康保険課 福祉医療グループ
 担当者：福本・佐久間・泉谷
 内線：2475 直通：06-6944-6683

(予算額) 四医療費助成 計 208億8,862万3千円

福祉医療費助成制度について

ひと月あたり2,500円の上限額を維持したうえで、「あと300円」のご負担をお願いすることなどにより制度を支えていただき維持継続します。

(1割負担は、府議会などのご意見や研究会等を通じた市町村との議論を踏まえ、導入しません。)

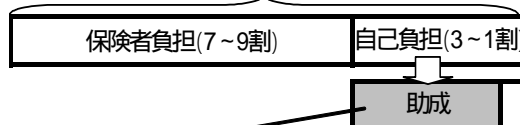
【現行制度の概要】

医療費の自己負担の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、医療を受けやすくする制度です。

<対象者>

- ・重度障がい者(1,2級の身障手帳所持者等) 6.7万人
- ・老人(高齢障がい者等) 10.0万人
- ・ひとり親家庭(18歳年度末までの子と親) 20.5万人
- ・乳幼児(入院:就学前、通院:3歳未満) 20.4万人

医療保険制度 保険給付7割 自己負担3割
 (但し、未就学児:保険8割 自己2割 長寿:保険9割 自己1割)



福祉医療費助成制度 自己負担からを除く部分を助成
 は入・通院とも1医療機関500円/日以内(月2日限度)
 但し、複数医療機関の受診考慮し、上限額2500円/月

【見直しの背景】

- ・大阪府及び市町村における危機的な財政状況
- ・制度対象者及び助成額の増加(対象者3.0%増、助成額7.3%増(H17-19))

【経過】

- ・財政再建プログラム(案):「市町村とともに現制度の実態を検証のうえ、1割負担や所得制限の見直しを基本として、21年度実施を目的に市町村等と協議・調整を進める」(H20.6)
- ・市町村と共同し「福祉医療費助成制度に関する研究会」を設置(H20.7) 報告書とりまとめ(H20.11)
 研究会の報告書をもとに検討・協議を重ねてきたが、本制度が単独事業であることから、現在の危機的な財政状況を踏まえ、制度を維持継続していくため一定の見直しは必要と判断。

【平成21年度当初予算案について】

以下の減少見込額等(下線部)を予算案に反映

(21年度) 5.5億円(H21年11月実施のため4か月分)、広報周知等経費 0.7億円 (平年度) 16.5億円

単価(上記の部分 入通院とも1医療機関500円以内/日(月2日限度)から)

通院:800円以内/日(月2日限度)へ(1回のご利用につき「あと300円」を対象者の皆さんにお願い)

(21年度) 4.2億円 (平年度) 12.5億円

入院:ひと月2500円以内へ(現行は入院時負担が実質的に1000円(500円×月2日)と通院に比べ入院の自己負担が少ない場合が多く、入通院の自己負担バランスを考慮)

(21年度) 0.7億円 (平年度) 2.1億円

所得制限

乳幼児医療費助成は、サービス対象の重点化をお願いすることとし、現行基準から80万円引き下げ、児童手当基準((収入約780万円)、4人世帯の場合)準拠に変更(対象者4%(8000人)減)。

なお、障がい者は変更なし。

(21年度) 0.5億円 (平年度) 1.4億円

救急医療機関における休日・時間外診療時加算

休日・時間外診療時500円加算(800円と合せて1300円) (21年度) 0.1億円 (平年度) 0.5億円